

石川県インテリアデザイン協会会則

- (1) 名 称 本会は石川県インテリアデザイン協会という。
- (2) 事務所 本会は事務所を石川県に置く。
- (3) 目 的 本会はインテリアデザインおよび、それを取り巻く造形活動に関わるデザイナー及び関連企業の交流と活動を通じて、インテリアデザインの向上を目的として石川県のデザイン界相互の発展と親睦をはかる。
- (4) 事 業 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。
- (イ) 本会の普及、啓蒙。
- (ロ) インテリアデザインに関する関係諸機関との連絡及び協力。
- (ハ) インテリア産業の向上対策に関する協力。
- (ニ) インテリアデザインに関する刊行物の発行。
- (ホ) 講演会及び展示・展覧会等の開催及び企画。
- (ヘ) 其の他の事業。
- (5) 会 員 本会の会員は正会員、準会員、賛助会員および名誉会員とする。
- [正会員]
- (イ) インテリアデザインに関し、相当の経験を有し且つ現にインテリア産業の実務に従事している石川県在住の者とする。
- (ロ) インテリアデザインに多大の理解を持ち、関心を有する石川県在住の者とする。
- [準会員]
- (イ) インテリアデザインに関する教育を、現在受けている石川県在住の者とする。
- (ロ) インテリアデザインに関する実務を志望し、関心を有する石川県在住の者とする。
- [賛助会員]
- 本会の主旨に賛同する企業団体であって、事業運営を賛助する者とする。
- [名誉会員]
- インテリアデザインの向上に顕著な功績があった者、又本会の育成に必要と認め本会が委嘱した人をもってする。
- (6) 役 員 本会は次の役員をおく。
- (イ) 会長（1名）総会で推挙この会を代表し、会務を統轄する。
- (ロ) 副会長（若干名）会長が委嘱し副会長が会長を補佐し、この会の運営に当たる。
- (ハ) 理事長（1名）理事会で互選、副会長の職務を代行し総会の決定に基づき会の運営に当たる。
- (二) 副理事長（若干名）理事会で互選、副理事長は理事長を補佐しこの会の運営に当たる。
- (ホ) 理事（若干名）総会で互選、総会の決定に基づき会の運営に当たる。

- (ヘ) 常任相談役（1名）総会で互選、総会の決定に基づき会の運営、相談に当たる。
- (ト) 監事（若干名）総会で互選、運営事務を監査する。
- (チ) 委員（若干名）理事会で互選、理事会の決定に基づき会の運営に当たる。
- (リ) 会計（1名）総会で互選、総会の決定に基づき会の会計運営に当たる。
- (ヌ) 前各号の役員および理事のほかこの会の援助者として、顧問相談役、参事、参与を委嘱することが出来る。
- (ル) 役員の任期。
役員の任期は2年とする。但し重任を妨げない。

(7) 組織

- この会は次の会合によって組織運営する。
- (イ) 総会は毎年5月会長が招集し、前年度報告および事業計画、役員改選その他必要な事項を審議決定する。又必要に応じ臨時総会を開くことが出来る。
本総会の成立は正会員の1/2以上の出席（委任状を含む）を必要とする。
- (ロ) 理事会は役員、理事及び監事で構成し、会長及び理事1/3が必要と認めたときに招集出来る。
- (ハ) 部会を作り其の活発な研究を求める。部会の組織は理事会で決定し、会長の承認を得て部会を開くことが出来る。

(8) 入会

- (イ) 入会希望者は理事会の承認を得なければならない。
- (ロ) 次の各条のいずれかによってその資格を失う。
 1. 第5条（会員）の各号のいずれかを欠いたとき。
 2. 会費を1年以上滞納したとき。
 3. この会の規約に違反し、理事会が失格を決めたとき。

(9) 会計

- この会の経理は入会金、年間会費、臨時会費、寄付金、その他でおこなう。
- (イ) 正会員入会金 5,000円
- (ロ) 正会員会費 8,000円
- 準会員会費 2,000円
- 賛助会員会費 1口 30,000円

- (ハ) 会計年度は平成6年度にかぎり5月1日より翌年3月31日に終わる。平成7年度より会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日に終わる。

(10) 規約の改廃

- この規約の改廃は総会出席者の1/2以上の賛成が必要である。

(11) 付則

- この規約にないことは理事会で決める。